【資料１５】

総合体育館、北総合体育館、スポーツ広場、市体育館　利用料金等の規定（条例等）

総合体育館条例、都市公園条例及び相模原市体育館の規定による利用料金、使用料は次のとおりです。

1　総合体育館、北総合体育館の利用料金

（1）　専用利用料金

ア　基本利用料金

施設区分＼単位(時間)			1日（9時～２２時）
相模原市立総合体育館	大体育室	1／3	13,000 円
		1／2	19,500 円
		2／3	26,000 円
		全面	39,000 円
	中体育室	1／2	9,100 円
		全面	18,200 円
	小体育室		10,400 円
	柔道場	1／2	3,900 円
		全面	7,800 円
	剣道場	1／2	3,900 円
		全面	7,800 円
	弓道場		5,700 円
	会議室	1／2	2,850 円
		全面	5,700 円
相模原市立北総合体育館	体育室	1／3	9,550 円
		1／2	14,300 円
		2／3	19,100 円
		全面	28,600 円
	多目的室		2,800 円
	柔道場		2,800 円
	剣道場兼卓球場	1／2	2,850 円
		全面	5,700 円
	弓道場		5,700 円
	大会議室		5,700 円
	小会議室		2,800 円

イ　加算利用料金

（ア）　利用者が、営利を目的として利用し、かつ、入場料その他これに類する料金(以下「入場料」という。)を徴収するときは、大体育室、中体育室及び体育室にあつては全面の基本利用料金を35倍した額を、会議室、大会議室及び小会議室にあつては基本利用料金を2倍した額を加算する。

（イ）　(ア)以外の場合で、利用者が入場料を徴収するときは、大体育室、中体育室及び体育室にあつては全面の基本利用料金を2倍した額を加算する。

ウ　超過利用料金

利用の承認を受けた時間の超過又は繰上げの承認を得て利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、1時間につき、アの表に掲げる基本利用料金(イに該当する場合は、当該規定により算出した額)の額に10パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、超過又は繰上げに係る利用の承認を受けた時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

（２）個人利用料金

ア　大体育室等

<table>
<tr><th colspan="2">単位(時間)
施設区分</th><th>１日（９時～２２時）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">総合体育館</td><td>大体育室</td><td rowspan="5">施設区分ごとに
大人　1,170円
小人　　390円
(中学生以下の者)
小学生未満の者　無料</td></tr>
<tr><td>中体育室</td></tr>
<tr><td>小体育室</td></tr>
<tr><td>柔道場</td></tr>
<tr><td>剣道場</td></tr>
<tr><td>総合体育館</td><td>弓道場</td><td rowspan="6">施設区分ごとに
大人　　780円
小人　　390円
(中学生以下の者)
小学生未満の者　無料</td></tr>
<tr><td rowspan="5">北総合体育館</td><td>体育室</td></tr>
<tr><td>多目的室</td></tr>
<tr><td>柔道場</td></tr>
<tr><td>剣道場兼卓球場</td></tr>
<tr><td>弓道場</td></tr>
</table>

イ　トレーニング室

単位(時間) 施設区分	１日　(９時～２２時)
総合体育館及び北総合体育館	大人　　780円 小人　　390円 (中学生以下の者) 小学生未満の者　無料

ウ　超過利用料金

トレーニング室の利用者が利用の承認を受けた時間の超過の承認を得て利用する場合の当該超過に係る利用料金は、1時間につき、イの表に掲げる利用料金の額に10パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、超過に係る利用の承認を受けた時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

2　附属設備利用料金(専用利用の場合に限る。)

（1）　器具利用料金

種別	器具名	単位	利用料金	備考
体育器具	バスケツトボール台	1組1回	500円	移動式
	バレーボール用支柱	1組1回	200円	ネツトを含む。
	バドミントン用支柱	1組1回	100円	
	テニス用支柱	1組1回	100円	
	ハンドボール用ゴール	1組1回	200円	
	卓球台	1式1回	100円	
	サロンフットボール用ゴール	1組1回	200円	
	バウンドテニスコート・支柱	1組1回	100円	
	ニュースポーツ用具	1式1回	300円	1種目につき
	体操器具	1組1回	200円	
	トランポリン	1組1回	200円	
	体力テスト用具	1式1回	500円	
	運動会用具	1式1回	500円	
	空手審判表示器	1式1回	500円	
	柔道用畳	1式1回	1,000円	128畳。柔道場は除く。
	空手マット	1式1回	500円	144枚
放送器具	アンプA	1台1回	500円	
	アンプB	1台1回	300円	
	アンプC	1台1回	100円	
	マイクロホン	1本1回	200円	
その他	電光得点表示盤	1組1回	1,000円	
	移動ステージ	1台1回	100円	
	弓道場電気ヒーター	1式1時間	500円	相模原市立総合体育館に限る。

備考

1　この表においては、利用の承認を受けた時間を1回とする。

2　アンプAは相模原市立総合体育館においては大体育室に、相模原市立北総合体育館においては体育室に、アンプBはアンプAが設置されている施設以外の施設に設置されているアンプとし、アンプCは携帯可能な移動式のアンプとする。

（２）照明利用料金(800ルツクスの照明に限る。)

ア　基本利用料金　(1日当たり)

施設区分＼床利用区分	1／3	1／2・2／3	全面
相模原市立総合体育館大体育室	6,500円	13,000円	22,100円
相模原市立北総合体育館体育室			

イ　加算利用料金

（ア）　利用者が、営利を目的として利用し、かつ、入場料を徴収するときは、全面の基本利用料金を2倍した額を加算する。

（イ）　(ア)以外の場合で、利用者が入場料を徴収するときは、全面の基本利用料金と同額を加算する。

備考　専用利用とは、施設を団体で専用して利用することをいい、個人利用とは、専用利用以外で個人が利用することをいう。

※　詳細は、相模原市立総合体育館条例を参照のこと。

３　スポーツ広場夜間照明施設の使用料

附属施設の種類	単位		金額
スポーツ広場夜間照明施設	A照明	30分につき	900円
	B照明		800円
	C照明		400円

※　詳細は、相模原市都市公園条例を参照のこと。

４　市体育館の使用料

（１）本館使用料

用途の区分	利用種別	金額
スポーツの場合	入場料を徴収しない場合 30 分につき	190 円
	入場料を徴収する場合 30 分につき	440 円
その他の場合	入場料を徴収しない場合 30 分につき	310 円
	入場料を徴収する場合 30 分につき	630 円

（２）附属施設使用料

施設の名称	利用種別	金額
弓道場	30 分につき	90 円
柔道場	30 分につき	90 円

※　詳細は、相模原市体育館に関する条例を参照のこと。